

## 医療関係者のワクチン接種に係る情報提供

ワクチンで防ぐことができる疾患（Vaccine Preventable Diseases ; VPD）はワクチンで防ぐことが感染制御の原則です。職業感染対策、院内感染対策を推進する上で重要な疾患の中にも VPD は多くあり、これらの疾患に対して医療関係者が適切な免疫を持つことが求められています。新年度を迎え、各医療機関においても多くの新しい職員の方が入職されていることと存じますが、必要な免疫をまだ獲得していない医療関係者の皆さんに対しては、対象となるワクチンを早めに接種し、医療機関という集団としての免疫力を高めていただきたいと思います。

具体的には、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などに対するワクチン接種が対象となりますが、接種にあたっては、一般社団法人日本環境感染学会が発出している「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」

([http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/vaccine-guideline\\_03-5.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/vaccine-guideline_03-5.pdf))

及び「同 追補版 新型コロナワクチン」

([http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/vaccine-guideline\\_03-tsuiho.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/vaccine-guideline_03-tsuiho.pdf))

を是非参考にしていただければと存じます。

2023年 4月 18日

前 国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院 感染症部／感染制御室 岩田 敏

日本病院会 感染症対策委員会